

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

岩手県公安委員会規則第1号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
所 属	区 分	警察官	警察官	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官	合 計	
			以外の				以外の			
			警察職				警察職	警察職		
			員				員	員		
警察 本部	警務 部	[略]			警務 部	[略]				
		警務課	20	30		50				
		人財育成課	8	[略]		10				
		[略]								
		会計課	4	28		[略]				
		[略]								
	生活 安全 部	[略]				生活 安全 部	[略]			
		地域課	25	5	[略]					
		通信指令課	18	[略]	19					
		[略]								
		生活環境課	18	[略]	21					
	刑事 部	刑事企画課	[略]	5	17	刑事 部	刑事企画課	[略]	3	15
		捜査第一課	29	[略]	31					
		捜査第二課	28	[略]	29					
		組織犯罪対策課	24	[略]	27					
		鑑識課	[略]	13	27					
		科学捜査研究所	1	[略]	15					
		[略]								
		[略]								
	交通 部	交通企画課	9	[略]	12	交通 部	交通企画課	10	[略]	13
		[略]								
		交通機動隊	[略]	1	44					
		高速道路交通警察 隊	79	[略]	81					
	警備 部	公安課	54	[略]	56	警備 部	公安課	53	[略]	55
		警備課	11	[略]	12					
		機動隊	[略]	2	36					
	警察学校		15	[略]	19	警察学校		14	[略]	18

	教育訓練者	<u>82</u>		<u>82</u>
	調整定数			
	[略]			
警察署	盛岡東	<u>216</u>	[略]	<u>226</u>
	盛岡西	[略]	<u>7</u>	<u>157</u>
	岩手	<u>65</u>	[略]	<u>69</u>
	紫波	[略]	<u>5</u>	<u>109</u>
	花巻	<u>98</u>	[略]	<u>102</u>
	[略]			
	一関	<u>91</u>	[略]	<u>95</u>
	[略]			
	久慈	<u>66</u>	[略]	<u>72</u>
	[略]			
[略]				

	教育訓練者	<u>75</u>		<u>75</u>
	調整定数	<u>11</u>		<u>11</u>
	[略]			
警察署	盛岡東	<u>217</u>	[略]	<u>227</u>
	盛岡西	[略]	<u>8</u>	<u>158</u>
	岩手	<u>63</u>	[略]	<u>67</u>
	紫波	[略]	<u>4</u>	<u>108</u>
	花巻	<u>97</u>	[略]	<u>101</u>
	[略]			
	一関	<u>92</u>	[略]	<u>96</u>
	[略]			
	久慈	<u>67</u>	[略]	<u>73</u>
	[略]			
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年3月26日から施行する。